

○処理困難通知に係る三段対照

法律	施行令	施行規則
<p>第三節 産業廃棄物処理業 (産業廃棄物処理業)</p> <p>第十四条 第一項～第十二項 (略)</p> <p>13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない</p> <p>14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>15～ (略)</p>	<p>該当する条文なし</p>	<p>(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)</p> <p>第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。</li> <li>二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。</li> <li>三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。</li> <li>四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。</li> <li>五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至ったこと。</li> <li>六 法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。</li> <li>七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。</li> <li>八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。</li> </ol> <p>(法第十四条第十三項の規定による通知の手続)</p> <p>第十条の六の三 法第十四条第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名</li> <li>二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容</li> </ol> <p>(通知の写しの保存期間)</p> <p>第十条の六の四 法第十四条第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>

<p>(特別管理産業廃棄物処理業) 第十四条の四 第一項～第十三項 (略)</p> <p>13 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。</p> <p>14 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>15～ (略)</p> <p>(参考) (産業廃棄物管理票) 第十二条の三 第一項～第七項 (略) 8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第五項</p>	<p>(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由) 第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業の用に供する特別管理産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。</li> <li>二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。</li> <li>三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。</li> <li>四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。</li> <li>五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。</li> <li>六 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。</li> <li>七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。</li> <li>八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。</li> </ol> <p>(法第十四条の四第十三項の規定による通知の手續) 第十条の十八の三 法第十四条の四第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</li> <li>二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容</li> </ol> <p>(通知の写しの保存期間) 第十条の十八の四 法第十四条の四第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(参考) (管理票交付者が講ずべき措置) 第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三第八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に</p>
--	---

の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織の使用)

第十二条の五 第一項～第九項 (略)

10 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

提出するものとする。

区分	報告期限
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	当該通知を受けた日から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	当該通知を受けた日から三十日以内

※表は抜粋したもの。

(電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

第八条の三十八 電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区分	報告期限
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内

※表は抜粋したもの。